様式第十四号（第二十一条の二関係）

定 期 報 告 書

平成　　年　　月　　日

都道府県知事　　殿

住 所
氏 名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）　印
電話番号　　－　　－

家畜伝染病予防法第12条の４第１項の規定により、以下のとおり報告します。

１．基本情報

<table>
<tr><td>家畜の所有者の氏名又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>家畜の所有者の住所</td><td colspan="4">郵便番号　　－</td></tr>
<tr><td>管理者の氏名又は名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>管理者の住所</td><td colspan="4">郵便番号　　－</td></tr>
<tr><td>農場の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>農場の所在地</td><td colspan="4">郵便番号　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td colspan="3">乳用雌牛</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>成牛</td><td>育成牛</td><td>子牛</td></tr>
<tr><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td></tr>
<tr><td colspan="4">肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）</td></tr>
<tr><td>成牛
（肥育後期の牛）</td><td>成牛
（肥育前期の牛）</td><td>育成牛</td><td>子牛</td></tr>
<tr><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="15">家畜の種類及び頭羽数</td><td colspan="4">肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）</td></tr>
<tr><td>成牛
(肥育後期の牛)</td><td>肥育前期の牛</td><td>育成牛</td><td>子牛</td></tr>
<tr><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td></tr>
<tr><td colspan="3">繁殖牛</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>成牛</td><td>育成牛</td><td>子牛</td></tr>
<tr><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td></tr>
<tr><td rowspan="2">肥育豚
(子豚を除く。)</td><td colspan="2">繁殖豚</td><td rowspan="2">子豚</td></tr>
<tr><td>成豚</td><td>育成豚</td></tr>
<tr><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td><td>頭</td></tr>
<tr><td colspan="2">採卵鶏</td><td rowspan="2">肉用鶏</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>成鶏</td><td>育成鶏</td></tr>
<tr><td>羽</td><td>羽</td><td>羽</td></tr>
<tr><td>その他
(　　)</td><td>その他
(　　)</td><td>その他
(　　)</td><td>その他
(　　)</td></tr>
<tr><td>頭(羽)</td><td>頭(羽)</td><td>頭(羽)</td><td>頭(羽)</td></tr>
<tr><td>畜舎等の数</td><td>畜舎</td><td></td><td>ふ卵舎</td><td></td></tr>
</table>

注意　１　本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあつては、当該管理者）が作成し、提出すること。なお、本報告書に記載する事項は、当該年の２月１日時点のものとすること。また、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

２　「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。

３　家畜の飼養頭羽数については、当該年の２月１日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行つたことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行つた日の前日時点のものとすること。

４　「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。

（１）「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満２４月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満４月以上満２４月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満１０日以上で月齢が満４月未満のものをいう。

（２）「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満２４月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満９月以上満２４月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満４月以上満９月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満４月未満のものをいう。

（３）「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満１７月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満７月以上満１７月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満４月以上満７月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満４月未満のものをいう。

（４）「繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満２４月以上のものをいい、「育成牛」

とは月齢が満４月以上満２４月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満４月未満のものをいう。

（５）「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満３月未満のものをいう。

（６）「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満１２月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満３月以上満１２月未満のものをいう。

（７）「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満１５０日以上のものをいい、「育成鶏」とは日齢が満１５０日未満のものをいう。

５　「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（　　）」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

２．飼養衛生管理基準の遵守状況

※記載方法：遵守している項目の □ にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「－」を付けること。

（１）牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

１．家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）		
	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 （例） ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	
２．衛生管理区域（農場内において病原体の持込みを防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域をいう。以下同じ。）の設定		
	衛生管理区域を設定している。	
	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	
３．衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	
	衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	
	他の畜産施設に立ち入つた者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。	
	過去１週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	
	過去４月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	
４．野生動物等からの病原体の侵入防止		
	畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	
	飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	
	家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	

5．衛生管理区域の衛生状態の確保		
	施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	
	家畜の体液（生乳を除く。）が付着する物品（注射針、人工授精用器具等）を使用する際は、１頭ごとに交換又は消毒をしている。	
	畜房又はハッチが空になつた場合には、清掃及び消毒をしている。	
	家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	
6．家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
	家畜に特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	
	家畜に特定症状を確認した場合には、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	
	家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	
	毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。	
	他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。	
	他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。	
	家畜を出荷し、又は移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	
	家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	
7．埋却等の準備		
	埋却地を確保している。	
	焼却又は化製のための準備措置を講じている。	
8．感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		
	衛生管理区域に立ち入つた者に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	
	家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	
	家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	
	家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	

９．大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）		
	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとつている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	
	従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※　特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）
①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
②同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（１つの畜房につき１頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の２日間において死亡すること。
　ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

※記載方法：遵守している項目の □ にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「－」を付けること。

（２）豚及びいのししの場合

１．家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）		
	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 （例） ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	
２．衛生管理区域の設定		
	衛生管理区域を設定している。	
	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	
３．衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	
	衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	
	衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、出入りする者に着用させている。	
	他の畜産施設に立ち入つた者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。	
	過去１週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	
	過去４月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	
	食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏70度以上で30分間以上、又は摂氏80度以上で３分間以上加熱処理をしている。	
４．野生動物等からの病原体の侵入防止		
	畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	
	飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	
	家畜の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	

5．衛生管理区域の衛生状態の確保		
	施設及び器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	
	家畜の体液が付着する物品（注射針、人工授精用器具等）を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具等にあつては一頭ごとに交換又は消毒をしている。	
	畜舎又は畜房が空になつた場合には、清掃及び消毒をしている。	
	家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。	
6．家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
	家畜に特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	
	家畜に特定症状を確認した場合には、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	
	家畜に特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	
	毎日、飼養する家畜の健康観察をしている。	
	他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家畜の健康状態の確認等をしている。	
	他の農場から家畜を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の家畜と接触させないようにしている。	
	家畜の出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	
	家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	
7．埋却等の準備		
	埋却地を確保している。	
	焼却又は化製のための準備措置を講じている。	
8．感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		
	衛生管理区域に立ち入つた者に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	
	家畜の所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	
	家畜の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	
	家畜の異状に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	

９．大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）

	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとつている担当獣医師又は診療施設を定め、家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。	
	従業員が家畜に特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※　特定症状（対象とする家畜伝染病：口蹄疫）
①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。
②同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（１つの畜房につき１頭の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の２日間において死亡すること。
　ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

※記載方法：遵守している項目の □ にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「－」を付けること。

（3）鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

1．家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）		
	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 （例） ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	
2．衛生管理区域の設定		
	衛生管理区域を設定している。	
	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	
3．衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	
	衛生管理区域及び家きん舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	
	衛生管理区域専用の衣服及び靴並びに家きん舎ごとの靴を設置し、出入りする者に着用させている。	
	他の畜産施設に立ち入つた者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。	
	過去１週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家きんに直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	
	過去２月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	
4．野生動物等からの病原体の侵入防止		
	家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	

	野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を家きんに給与する場合には、消毒をしている。	
	野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット等の設置及び修繕をしている。	
	家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、破損箇所の修繕をしている。	
	家きんの死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	
5．衛生管理区域の衛生状態の確保		
	家きん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	
	家きん舎又はケージが空になつた場合には、清掃及び消毒をしている。	
	家きんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養していない。	
6．家きんの健康観察と異状が確認された場合の対処		
	家きんに特定症状（※）を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	
	家きんに特定症状を確認した場合には、農場からの家きん及びその死体、畜産物並びに排せつ物を出荷し、又は移動させないこととしている。	
	家きんに特定症状以外の異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	
	毎日、飼養する家きんの健康観察をしている。	
	他の農場等から家きんを導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する家きんの健康状態の確認等をしている。	
	他の農場から家きんを導入した場合には、当該家きんに異状がないことを確認するまでの間は、他の家きんと接触させないようにしている。	
	家きんの出荷又は移動の直前に健康状態を確認している。	
	家きんの死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	
7．埋却等の準備		
	埋却地を確保している。	
	焼却又は化製のための準備措置を講じている。	
8．感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		

	衛生管理区域に立ち入つた者に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	
	家きんの所有者及び従業員の海外への渡航に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	
	家きんの導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	
	家きんの異状に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	

９．大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）

	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとつている担当獣医師又は診療施設を定め、家きんの健康管理について定期的に指導を受けている。	
	従業員が家きんに特定症状を確認した場合に、大規模所有者の許可を得ずに直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、従業員に周知徹底している。	

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。

※　特定症状（対象とする家畜伝染病：高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ）

①同一の家きん舎内において、一日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間）における平均の家きんの死亡率の二倍以上となること。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
②家きんに対して動物用生物学的製剤を使用した場合において、当該家きんにＡ型インフルエンザウイルスの抗原又はＡ型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。

※記載方法：遵守している項目の □ にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「－」を付けること。

（4）馬の場合

1．家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）		
	自らが飼養する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 （例） ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	
2．衛生管理区域の設定		
	衛生管理区域を設定している。	
	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	
3．衛生管理区域への病原体の持込みの防止		
	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
	衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	
	厩舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	
4．野生動物等からの病原体の侵入防止		
	厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	
	飼養する馬に飲用に適した水を給与している。	
	馬の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	
5．衛生管理区域の衛生状態の確保		
	厩舎及び器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	

	馬房が空になつた場合には、清掃及び消毒をしている。	
6．馬の健康観察と異状が確認された場合の対処		
	馬に異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	
	毎日、飼養する馬の健康観察をしている。	
	他の農場等から馬を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する馬の健康状態の確認等をしている。	
	他の農場から馬を導入した場合には、当該馬に異状がないことを確認するまでの間は、他の馬と接触させないようにしている。	
	馬の移動又は出荷を行う場合には、移動又は出荷の直前に健康状態を確認している。	
	馬の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	
7．感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管		
	馬の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	
	馬の異状に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。	
8．大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）		
	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとつている担当獣医師又は診療施設を定め、馬の健康管理について定期的に指導を受けている。	
	伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底している。	

（※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。）